

不正改造車を排除する運動

国土交通省・不正改造防止推進協議会

6月の強化月間に啓発活動などを展開

国 土交通省は、警察庁などの関係省庁や自動車関係団体などとともに、2020年度「不正改造車を排除する運動」を展開している。同省では、暴走行為や過積載などを目的とした不正改造車が、「安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっている」として、この運動を1990年から実施。強化月間としている6月には、日本自動車会議所など自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」(事務局=日本自動車整備振興会連合会)と同省が中心となって全国でキャンペーンを展開し、ポスターやチラシのほか、新聞、雑誌、ラジオ、インターネットなどのメディアも活用した啓発活動を行っている。

啓発活動では「不正改造は犯罪である」ことを前面に打ち出し、具体的に何が不正改造なのかや、不正改造による事故・迷惑などを、事例を挙げて広報している。特に近年は若者や女性をターゲットに、ウェブメディアなども積極的に活用。昨年度から「YouTube」への配信なども行っており、動画やSNSの拡散により不正改造車の違法性をユーザーに訴えかける取り組みに着手している。協議会構成団体では、動画サイトやアカウントの周知活動も展開している。

強化月間には、国交省が中心となり、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会などと連携しながら全国で87回の街頭検査も実施。違反車両に対しては整備命令を発令するが、特に取り締まり件数が多く、社会的な排除要請が高い次の4項目を「重点排除項目」とし実施している。

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取り外し、解除または不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

また、全国の運輸支局など53カ所に相談・情報提

強化月間の啓発ポスター

供窓口として「不正改造110番・黒煙110番」も設置。寄せられた情報をもとに、不正改造ユーザーに対して改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車排除に向けて有効に活用している。さらに、全国300のバス事業者の協力により、乗合バスに同運動の広報横断幕を掲示してもらい、広く一般へもアピールしている。

なお、新型コロナウイルス感染症対策による地域の実情を踏まえ、北陸信越運輸局管内の新潟、長野、富山、石川の4県は7月に、沖縄県は10月に強化月間を変更している。

■関連サイトは次の通り。

○自動車点検整備推進協議会HP

<http://www.tenken-seibi.com/>

○動画サイト (YouTube URL)

<https://youtu.be/g9GIngSnXYk>

お知らせ

7月以降に発行を予定しております『自動車会議所ニュース』は、新型コロナウイルス対策に伴うイベントや会議等の縮小・延期などが今後も見込まれることから、『合併号』として発行させていただきます。発行予定が決まり次第、当会議所ホームページにてご案内させていただきます。